

! クロマグロ釣り !

令和8年4月以降、ルールが変わります！

大型魚(30kg以上)の釣りに関する変更点

① 持ち帰ることができる尾数は

1人 2か月ごと に1尾まで

例) 4~5月に1尾、6~7月に1尾

② クロマグロ釣りは 届出 を
行わないとできません！

ルールの詳細
はここを確認



● 陸揚げ後の報告は 翌日 まで

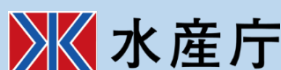
● 小型魚(30kg未満)の釣りは
周年禁止！

釣行前に必ず採捕禁止期間ではないことを確認！

▶ 意図せずクロマグロを採捕した場合には直ちにリリース。

クロマグロ 遊漁

検索



水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111(内線6705)